

『2012年版 司法試験 完全整理択一六法 刑法』
お詫びと訂正

以下の箇所に戻りがございました。お詫びして訂正いたします。

2012年10月9日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
466	17行目から 21行目	ex.2 窃取したクレジットカードの情報を、インターネットを介して、クレジットカード決済代行業者が事務処理に使用する電子計算機に送信し、名義人本人がこれを購入したとする財産権の得喪にかかる不実の電磁的記録を作り、財産上不法の利益を得る行為（最決平 18.2.14・百選□57事件）	削除	2012.1.27
466	2行目の下に追加	—	ex.3 窃取したクレジットカードの情報を、インターネットを介して、クレジットカード決済代行業者が事務処理に使用する電子計算機に送信し、名義人本人がこれを購入したとする財産権の得喪にかかる不実の電磁的記録を作り、財産上不法の利益を得る行為（最決平 18.2.14・百選□57事件）	2012.1.27

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
346	下から 11 行 目	250 円以下の罰金	250 万円以下の罰金	2012. 3. 3
487	《注釈》一 主体 3 本犯者の性 質 (3)	本犯者の行為につ いて公訴時効(刑訴 250) が成立してい れば、盗品等に関 する罪は成立しな い。	本犯者の行為につ いて公訴時効(刑訴 250) が成立してい ても、盗品等の判断 に影響はない(大判 明 42. 4. 15)。	—
188	表く共犯と 身分の具体 的あてはめ > 「ex. 2」の 行、「甲説」 「丙説」の 列、	65 I	65 II	2011. 11. 25
477	ヘッダー	246 条	249 条	2011. 8. 30
131	12 行目	容体の不能	客体の不能	2011. 10. 17